

弘安十年十月十一日

前武藏守平朝臣 在判  
相模守平朝臣 在判

正應六年 癸巳  
永仁元年 八月五日 改元

紀元一九五三

六月廿八日。得田章家、その孫章仲に羽咋郡得田莊地頭職を讓る。

【得田文書】

一一六

ゆづりわたすまごひこ二郎(兼他)のりなかとところに、のとの國とくだのしやうのぢとうしき、おなじききうでんいちやうの事  
みぎのぢとうしきは、ねんしやうぢうだいさうでんの所りやうたる(兼時)によて、又二郎(兼時)のりときをちやくしとして、によしどもにわかちゆづるといゑども、のりときが事たうじ御さた三よんのあいだ、まごひこ二郎(兼他)のりなかに、てつぎのもんそらをあいそへて、ゆづりわたすところな

り。たゞしききによしらにゆづるぶん、いらんさまたげあるべからず。よてじひつのゆづりじやうくだんのをし。

しやうおう六ねん六月廿八日

さみねんしやう 在判

永仁三年 乙未

紀元一九五五

十一月三日。預所平某、鳳至郡諸岡寺に護摩供料田を寄進す。

【總持寺文書】 鳳至郡

一一七

奉寄進 諸岡寺護摩供新田事

合陸内 恒支五在所モロヲカ 今次一同所モロヲカ

右件田地者、所奉宛毎月一七ケ日護摩供新田也。然則上仙洞御祈禱、下御領泰平万民息災故也。雖爲末代不可有相違、仍爲將來明鏡之狀如件。

永仁參年十一月三日

永仁四年

丙申

紀元一九五六

預所 平 在判

十月四日。假掲

【重藏神社棟札】 鳳至郡

一一八

奉建立重藏宮參門御寶殿壹宇

永仁三年 歲次 丙申 十月三日 酉棟上時

五ヶ地頭造立之

地頭左衛門尉長谷部有連

同 信經

同 信長

同 政信

同 信景

鳳至地頭 沙彌能連

南志見地頭他左衛門尉政綱

藤原忠信

僧 觀蓮

長吏 東保  
供僧 六口内大盤若  
西保 二口  
東保 二口  
鳳至 二口  
棟梁僧寛有 藤原氏女惣  
左一西保 右一鳳至  
神主別當 大工沙彌□□  
藤原氏女 小工沙彌願佛  
藤原氏女 同子息清原助次  
牧野□□ 惣勾當藤原宗弘

永仁三年

(この棟札は永仁四年鳳至郡重藏宮の參門及び寶殿を造立せることを言へり。然れども同年十月四日は己亥にして己酉にあらず。卯ノ時に棟上を行へりといふも亦疑ふべし。)

十一月廿一日。預所櫻井某、鳳至郡寶幢院にそ